

舞鶴市環境マネジメントシステム認証取得費補助金のご案内

舞鶴市では、環境マネジメントシステムにより、環境への負荷の低減や地球温暖化防止の推進などに積極的に取り組む市内中小企業者を支援するため、システムの認証取得に対する補助金を設けました。ぜひご活用をご検討ください。

補助金の交付対象

下記の条件を全て満たす事業者が対象となります。

- (1) 舞鶴市内の事業所で、平成23年11月16日以降に認証等を取得
- (2) 市税の滞納のないこと
- (3) 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者であること

業種	資本金・従業員数
製造業等	3億円以下または300人以下
卸売業	1億円以下または100人以下
小売業	5千万円以下または50人以下
サービス業	5千万円以下または100人以下

※ 市内及び市外の事業所で同時に認証等を取得した場合は、対象事業費総額を事業所の従業員数で按分し、うち市内分の額が対象経費となります。

※ 「京都府中小企業地球温暖化対策応援事業費補助金」など、他の補助金等を併せて受けることができます。

申請受付期間

平成24年度予算分は、平成25年3月15日（金）まで

申請受付が予算の範囲を超えた場合は、その時点で受付を終了します。

申請は、認証等の取得日から1年以内に行ってください。

補助金の対象となる環境マネジメントシステム

次のいずれかに該当する環境マネジメントシステムの、各規格の認証等の取得が対象となります（カッコ内に定める機関による認証等が必要です）。

- (1) ISO14001またはISO14005（公益財団法人日本適合性認定協会が認定する認証機関）
- (2) エコアクション21（エコアクション21中央事務局）
- (3) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（特定非営利活動法人KES環境機構）
- (4) エコステージ（一般社団法人エコステージ協会）

※ 補助金を受けることができる回数は、一事業者あたり一回限りです。

※ 他の環境マネジメントシステム規格から上記規格への移行も対象になります。

※ (3) はステップ1・2、(4) はステージ1～5のいずれも対象になります。

補助金の対象となる経費

認証を取得するために要した次の経費が対象となります。

- (1) 講座受講料及び研修料
- (2) コンサルタント料（審査機関以外のものも対象）
- (3) 審査（評価）料及び登録料
 - ※ 銀行等の振込手数料を含みます。
 - ※ (2)(3)に係るコンサルタントや審査（評価）員の旅費・宿泊費を含みます。
 - ※ 事業所職員の旅費、宿泊費や事業所の消耗品類などは対象外です。

補助金の額

対象経費の1／3（上限10万円・千円未満は切り捨て）

※ 助成金を併せて受ける場合は、この助成額が上限額の積算に算定されます。

申請手続き

「舞鶴市環境マネジメントシステム認証取得補助金交付申請書」（第1号様式）に、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 各認証機関の発行する認証等の取得を証する書類のコピー
- (2) 収支決算書（別紙1）
- (3) (2)の収支が確認できる書類の写し（銀行振込の領収書のコピーなど）
- (4) 中小企業者であること（事業所の業種、資本金及び従業員数）が確認できる書類（登記簿謄本、パンフレット等）
- (5) 市民税の納税証明書（法人にあっては法人市民税納税証明書）
- (6) 補助金の振込先等について（別紙2）
 - ※ 各記入様式は舞鶴市生活環境課でお渡しします。また、舞鶴市のホームページからもダウンロードできます。

その他

- ※ 補助金を受けられた事業者に対して、環境マネジメントシステムの普及を目的とした調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- ※ 交付後においても、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、当該補助金の全部又は一部を返還させることができることとしています。

詳しくは下記までお問い合わせください。

《申請書の提出・お問い合わせ先》

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市 市民環境部環境対策室 生活環境課

電 話 0773-66-1005 FAX 0773-66-1015

メールアドレス kankyoushou@post.city.maizuru.kyoto.jp